あじす保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

施設運営主体

名	称	山口市
所	在 地	山口市亀山町2番1号
電	話 番 号	083 — 934 — 2798
代	表者氏名	山口市長 伊藤 和貴

利用施設 2

	1.31.137												
施	設	の	種	類	保育所								
施	設	の	名	称			đ	あじす	保育園				
施	設 (の所	在	地	山口市	阿知須	2735	番地1					
連		UA		電 話 都 終 先		番号	C	836	_	6	5	_	2117
连		加口		ル	F A	, X	C	836	_	6	5	_	2117
管		理		者	園 長		池田	朗子					
対	象		児	童	児童福祉する小学			·子育	て支援法	もの定め	るところ	ろにより、	保育を必要と
T .1	В		<u>_</u>	員	2号認	定 3歳	遠児	23人	4歳児	28人	5歳児	28人	
利	用		定		3号認	定 0歳	遠児	8人	1歳児	15人	2歳児	18人	
開	設	年	月	日	昭和	29	年	6	月 30	0 日			
事	業	所	番	号									

3 保育目標·運営方針 [業務方針]

- 1、信頼、理解、協調を基調とする民主的な園の経営を図る。
- 2、保育所保育の独自性に立ち、保育内容の充実と環境整備に努める。また、家庭と地域の連携を密にし 一体となった子育ての推進を図る。
- 3、職員の個性を尊重し一人一人の持ち味が発揮できるような指導、研修を行う。

[保育方針]

家庭的な雰囲気の中で一人一人の発達と生活に即した指導に努め、心身共に豊かな子どもを育成する。 1、身体の丈夫な子ども

- 2、自信をもって力いっぱい自分を表現する子ども
- 3、物を大切にする子ども
- 4、友だちとなかよく遊び、思いやりのある子ども
- 5、最後までがんばる子ども

〔地域子育て支援〕

|地域子育て支援拠点施設として「山口市阿知須子育て支援センターきらら」を併設しており、地域の子育て 親子の交流の場を設けています。

4 本園における施設・設備等の概要

(1)施 設

敷 地	敷地全体	2969.20	m [‡]
敖地	園庭	960.00	m [‡]
園 舎	構造	鉄筋コンクリート	造
園 舎	延べ面積	951.45	m¹

(2)主な設備

<u> </u>					
設備	部屋数		備	考	
乳児室	1室	ひよこ組	(0歳児)		
ほふく室	2室	あひる組	(1歳児)		
		りす組	(2歳児)	うさぎ組	(3歳児)
保育室	4室	きりん組	(4歳児)	ぞう組	(5歳児)
遊戯室(ホール)	1室				
調理室	1室				

5 職員の設置状況

5 順員の設直状況				
職 種	職務内容	員数	常勤	非常勤
園長	職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、利用乳幼児を全体的に把握し、園務をつかさどる。	1名	1名	
主任保育士	主任保育士は、地域の保護者等に対する子育 て支援を行うとともに、園長を補佐し保育内容に ついて他の保育士を統括する。	1名	1名	
保育士	保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及 び家庭連絡等の業務を行う。	24名	16名	8名
保育補助者	保育士の職務を助ける。			1名
事務職員	当園の事務を行う。			
栄養士	利用乳幼児の発達段階に応じ、O歳児の離乳 食、1~2歳児の幼児食及び3歳児以上の幼児 食に係る献立を作成する。			
調理師	栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおや つを調理する。	4名	2名	2名
看護士	子どもの健康管理と当園全般の衛生管理を行う。			
用務員	当園の雑務を行う。			1名

※ 本園では、「山口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を 定める条例(平成26年9月29日山口市条例第29号。以下「条例」という。)」の定める基準を 遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置します。

<勤務体系>

勤務時間	勤務体系
7:00~8:00	保育士4名(園児数に応じて増減あり)
8:00~17:00	保育士14名以上(園児数に応じて配置)
17:00~18:00	保育士9名(園児数に応じて増減あり)
18:00~18:30	保育士2名

- ※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
- ※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。ただし、年末年始(12月29日から1月3日) 及び祝祭日は休園となります。

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします(時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。)

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から 8時まで又は16時から18時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします(時間外保育 の利用にあたっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が 必要となります。)

8 提供する保育等の内容

本園は、保育所保育指針(平成20年3月28日厚労告141)を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

年齢	午前間食	昼食	午後間食	備考
O歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時頃	
3歳児		12時頃	15時頃	
4歳児		12時頃	15時頃	
5歳児		12時頃	15時頃	

- ※ 献立表は毎月別途お知らせします。
- ※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があれば、医療機関で診察等を受け、**アレルギー** 疾患生活管理指導表を作成してもらって必ず提出してください。

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担(保育料)

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払い方法については、別途お知らせします。

10 利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

- (1) 本園は、市が行った利用調整により本園の利用が決定されたときは、これに応じる。
- (2) 特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用子どもの保護者とその内容を確認し、同意を得るものとする。
- (3)本園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。
- ① 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- ② 2号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ③ 3号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ④ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11 嘱託医

本園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医	療	機	関	の	名	称	阿知須共立病院
医		院		長		名	三好 正敬
所			在			地	山口市阿知須4841-1
電		話		番		号	0836-65-2200

(2) 歯科

医	療	機	関	の	名	称	ヤナギ歯科医院
医		院		長		名	楊亮
所			在			地	山口市阿知須2742-1
電		話		番		号	0836-65-2338

12 緊急時の対応

お預かりしている児童に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療 機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

13

要望・苦情等に関する相談窓口 本園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

本園では、安主・古情寺に深る芯口で以下のこのり設直しています。								
	•窓口担当者	園長または主	E任					
→ =	・ご利用時間	8:30~17:	15					
本園 ご利用相談窓口	•電話番号	0836-65	-2117					
C利用怕談念口 	FAX	0836-65-	-2117					
	担当者が不在の場	員までお申し出ください。						
		電話番号	083-934-2798(保育幼稚園課)					
第三者委員	久保 賢治	役職•肩書等	山口市民生委員児童委員協議会 児童福祉部会部会長					
	重原 千恵美	電話番号	083-934-2798(保育幼稚園課)					
	上	役職·肩書等	元保育園園長					

[※] 本園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

14 虐待の防止のための措置

児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、関係機関と連携し、児童虐待等の早期発見に 努めています。子育てでお困りのことがありましたら、いつでもご相談ください。

15 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。	
防災設備	・自動火災報知機 有・誘導灯・ガス漏れ報知器 有・非常警報装置・非常用電源 無・その他、カーテン、敷物、建具等の防炎処理	有有有
避難 ・ 消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施し、年2回は消防 報告する。	署に

利用者に対しての保険の種類・ 保険事故・ 保険金額 16

本園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	日本スポーツ振興センター災害共済
	保育所の管理下における災害に対し、災害共済給付(医療費、障害見舞金、又は死亡見舞金)が行われます。

17 本園におけるその他の留意事項

本園では、事故防止を目的としたビデオカメラを設置しています。 録画された映像は、日々の保育の振り返りをはじめ、事故発生となり得る危険要因の有無の検証、 事故発生時の検証等に活用することとしており、その管理については適正に管理してまいります。

18 個人情報の提供

小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、その他の機関について、 保育要録の送付や必要最小限の範囲内において子どもの保育状況を提供することがあります。

(別紙)

本園における保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

園名:

園名: あじす保育園 説明者職名: 園長 氏名 池田 朗子

私は、本書面に基づいてあじす保育園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

	令和] 7	年	月	日
保護者住所:					_
児童氏名:					_
保護者氏名:					
児童から見た続柄 :					

緊急時の連絡先

医療機関名:
診療科:
主 治 医 :
所 在 地 :
電話番号:
住 所:
電話番号:
氏 名:
続 柄:
住 所:
電話番号:
氏 名:
続 柄: